圖人子上產業展2019

- 会期 2019年11月13日(水)~15日(金)
- 会場 東京ビッグサイト 西展示棟(有明・東京国際展示場)

一般社団法人 日本能率協会 御中 当社は、裏面記載の出展規定を遵守することを約束し、下記のとおり出展申込みをいたします。

早期申込締切日 2019年6月28日(金) 必着 通常申込締切日 2019年7月26日(金)

出展料金支払方法:出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振込みください。また、振込手数料は貴社・貴団体にてご負担ください。

料金支払期限 2019年8月30日(金)

申込日:2019年

■ スマート別冊「スマート装飾プランのご案内」の資料送付希望

※必ずご捺印のうえ、本申込書原本をご郵送ください。 ※本申込書の両面コピーをとり、貴社·貴団体の控えとして保存してください。 WEBからも出展申込できます。 詳細は公式HPをご覧ください。 トイレ産業展

1 会社基本情報

会社名	和	フリガナ				役職名			
出展者名を変更 する場合は右頁 ③にご記入くだ さい。	TLI		 社印 		代主		フリガナ		
さい。	英				表者	氏 名			
貴社URL		http://							\'
本社所在地	Hı	₹			TE	ΞL			
本社 ///红刊	E .					λX			
出展担当者	旨 t	₹			TE	ΞL			
連絡が	也					λX			
		所属部署	役職名				氏	名	
					フリガナ				
出展担当者	Í								
E-mail		※今後重務局とh重要かご連絡かお送hl ます。	- ので トノご覧になるマドレフ	たご却 7 / ガ	:410				

2 出展ブース/オプション/各種広告の申し込み・料金 [下記は搬入日2日間・会期3日間の合計5日間分の出展料金となります。]

					単価(税抜)	消費税(10%)	ブース価格(税込)	込数	Web情報 掲載料(税抜)	消費税 (10%)	Web情報 掲載料(税)		
				早期申込	会 員	¥400,000	¥40,000	¥440,000	×	ブース				= ¥
出風	料金	6F	月28日(金)まで	会員外	¥440,000	¥44,000	¥484,000	×	ブース	V00 000	V0.000		= ¥	
間口	ース 2.97m×		通常申込	会 員	¥440,000	¥44,000	¥484,000	×	ブース	¥80,000	¥8,000	+ ¥88,00	= ¥	
	2.97m× 2.7m	7,5]26日(金)まで	会員外	¥480,000	¥48,000	¥528,000	×	ブース				= ¥	
			ミニブース		¥330,000	¥33,000	¥363,000	×	ブース				= ¥	
	<対象	コーナー(2面開放)ブース指定権(先着20社限定) 〈対象〉1~2ブースの出展者 位置は希望のゾーンの中から事務局にて決定			¥80,000	¥8,000	¥88,000					= }	£	
	出展者セミナ	+=+_	出展者(事前登録シ	ノステム付)	¥100,000	¥10,000	¥110,000	×	枠	希望日程 ①	2	= 3	ŧ	
オ	山成石	ピニノー	出展者以外		¥178,000	¥17,800	¥195,800	×	枠	第 第 第 第 2	2	= 3	ŧ	
プシ	会場	法場案内図広告(10社限定)			¥50,000	¥5,000	¥55,000] /	<u> </u>	= 3	£	
=	会場	内ストッ	ストックルーム(2m²)		¥50,000	¥5,000	¥55,000	×				= 3	ŧ	
ン	ホー	ームページバナー広告			¥100,000	¥10,000	¥110,000			1 /		= 3	ŧ	
	外装広告(装広告(誘導看板)		¥100,000	¥10,000	¥110,000	×				= 3	ŧ	
	商談	商談室			¥100,000	¥10,000	¥110,000		室	希望日:	目	= 3	£	
	メーノ	メール広告			¥100,000	¥10,000	¥110,000	×				= 1	¥ .	
	※「会員」とは主催団体の正会員をさします。※本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させていただきます。					合計	¥							

	受付①	受 付 ②	受 付 ③	請求書発行日		備	考	
事務局					新一	*	図—	ID·PW
記入欄					継—		備一	説—
					復—			

3 出展者名の記載方法(表記) (共同出展情報等含む) (本展ホームページ・会場案内図等に掲載いたします)

・共同出展者を表記する場合には、貴社名も合わせて以下にご記入ください。

・記載なき場合は会社基本情報に記入された会社名を掲載します。

・ブランド名(例:日本能率協会 ⇒ JMA)による標記をご希望の際にもご記入ください。

記入例:JMA/日本能率協会

JMA/Japan Management Association

		会社基本情報に記入した会社名と同じ
1	. [〕変更 → 右記どちらかにチェックのうえ、以下に出展者名をご記入ください。(□ 共同出展会社あり □ ブランド名使用)
	į 7	ע איניער איניער
上 展 者名	1 3	T
名	1 1	<u> </u>
		7
	-	

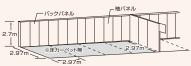
※法人格は掲載いたしません。

ブース位置の決定について:事務局にて全て決定いたします。ご了承のうえ、お申込みください。

ブース位置は 1.ブース数・出展ゾーン 2.申込順 3.過去の実績(出展回数) 4.出展製品 5.水・ガス使用の有無 6.その他各社の特記事項 などを勘案のうえ、 事務局にて決定いたします。 1・2 および 5~7 はブース位置決定の際の参考となりますので必ずご記入ください。発表は9月上旬(予定)の出展者説明会にて行います。

4 希望ブースタイプ(4ブース以上の出展者のみ、希望のタイプに○印をお付けください。ミニブースは対象外です。)

Aシングルブース



注1)4ブース以上はダブルブースが選択できます。 注2)8ブース以上はスペースブースの提供が可能です。 ※ご希望に添いかねる場合もありますのでご了承ください。



C スペースブース (8ブース以上) 四隅の目印のみ

ブースレイアウトは、前回の出展有無、ブース数、申込日、水・ガス・床面アンカーボルト埋め込み工事の有無、出展製品、コーナー ブース指定権申込の有無などを勘案のうえ、会場構成計画に沿って事務局が決定いたします。ホール・通路の指定等はできま せんので予めご了承ください。ブース位置の発表は、出展者説明会(2019年9月上旬予定)にて行います。

5 出展予定製品・サービス(招待状掲載用)

※現在予定している出展製品・サービスについて記載ください。記載の内容を本展招待状に掲載いたします。本申込書提出後に変更する場合は 「通常申込締切日」迄に事務局までご連絡ください。

ブース位置の決定について(必ずお読みください)

出展カテゴリー	□ トイレ設備・機器 □ トイレ内装材・建材 □ IoT周辺機器	□ 給排水·空調設備 □ アメニティ·衛生用品 □ におい対策·香り製品	□ トイレ専用清掃用品·洗剤 □運営サービス
対象とする来場者層	□ 官公庁・自治体□ 公共施設□ 店舗・商業・イベント施設□ 医療・福祉	□ ホテル·旅館□ ビル経営□ メンテナンス□ 住宅·建設	□ 工場・化学・産業・倉庫□ メーカー・商社□ フランチャイズ□ その他
主な出展製品・サービス (30文字以内)			

6 必要とする設備(該当する項目に○印をお付けください。ミニブースは対象外です。)

別途申請書類(出展者説明会時に配付)を提出していただきます。

給排水	ガス	アンカーボルト工事
要・不要	要()kcal/h ・不要	要・不要

7 通信欄

※ブース位置にて、離して欲しい企業や隣接を希望する企業がある場合には必ずご記入ください。 「コーナーブース指定権」に申込されない場合は、2面開放位置のご要望をお受けできません。

個人情報の お取り扱いについて

一般社団法人日本能率協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は小会の個人情報保護方針(http://www.jma.or.jp/privacy)をご覧ください。今回、ご記入い ただきました出展者の皆様の個人情報は、本催しの出展に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。なお、個人情報は本催しに関する確認・連絡および各種諸手続のため機密保持契約を締結した業務委託先(事務局協力会社および郵便物配送業者)に預託することがありますのであらかじめご承知おきください。

〈問い合せ・出展申込書送付先〉 トイレ産業展 事務局 行

一般社団法人 日本能率協会 〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22 TEL: 03-3434-1988 FAX: 03-3434-8076 E-mail: toilet@jma.or.jp

■トイレ産業展2019 出展規定

第1条(出展資格)

(1)本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規 定、「出展の手引 | その他主催者の指示を誠実に遵守す

(2)主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う 者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しな いと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契 約を取り消させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理 由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申 込者ないし出展者がそれまでに支出した費用その他一 切の責任を負いません。なお、次のような事例もこれに該 当することになります。

①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請など があることが判明される場合

②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨に そぐわないと判断される場合

③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争わ れ、これにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすおそれ があると判断される場合

④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまで ■出展ブース料に含まれるもの の展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並 1) 基本設備として基礎ブース(システムパネル仕様ビ びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断され る場合

(3)本展示会への出展申込みは以上のことを同意したもの 幹線工事。 とみなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなさ 4) ブース番号板 れないよう十分ご留意ください。

第2条(出展物)

(1)出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前 に主催者の承諾を得た品目とします。

(2)次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物

②引火性・爆発性または放射性危険物

③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのお それのある物

④裸火を使用する物(但し、所轄消防署の許可を受けた 場合を除く)

⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物

⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物

⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序 良俗に反する物

(3)前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営 に支障をきたすおそれがあると認められる物については、 出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または 禁止させていただくことがあります。

(4)主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本 条(2)(3)により禁止された物もしくは規制された物を、出展 していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の 取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通 知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の 出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。

(5)①前項において、出展者が主催者の指示に従わない 場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出 展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払うととも に、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代 わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置をとるこ とができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の 責任追求を行わないものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申 し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切 受付けません。

第3条(出展ブースのレイアウト)

出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績(主催 者主催の展示会への出展回数等)、ブース数、出展物、 実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第4条(展示期間及び展示時間)

展示期間は、2019年11月13日から同年11月15日までの 3日間とし、展示時間は午前10時から午後5時までとし ます。

第5条(出展ブース料)

出展ブース料は、下記のとおりとします。(消費税10%込)

	1ブース:間口2.97m×奥行き2.97m×高さ2.7m (約9㎡) 早期申込						
l				単価(税抜)	消費税(10%)	単価(税込)	
l	숲	員	1ブース単価	¥400,000	¥40,000	¥440,000	
l	会員	外	1ブース単価	¥440,000	¥44,000	¥484,000	

诵常申认 単価(税抜) 消費税(10%) 単価(税込) ¥440,000 ¥44,000 ¥484,000 会 員 1ブース単価 会員外 1ブース単価 ¥480,000 ¥48,000 ¥528,000 対象:トイレ産業展2018出展者

ミニブース:間口1.98m×奥行き1.98m×高さ2.7m(約4m)

単価(税抜) 消費税(10%) 単価(税込) 1ブース単価 ¥330,000 ¥33,000 ¥363,000 ※「会員」とは主催団体の正会員をさします。

※上記出展ブース料には1社につき、88,000円(税込)の Web情報掲載料を加算させていただきます。

※本展示会の開催期間最終日の消費税率を適用させて いただきます

ニール仕上げのバックパネル、サイドパネル)。

2) 1ブースにつき招待状・封筒100セット、ポスター2部を提 供します。

⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合 3) 1ブースにつき電気工事:100V/300Wまでの一次側

5) 出展者専用ページ

第6条(出展申込み等について)

出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支 払い期限等については下記によります。

〈出展申込み方法〉

本規定表面の出展申込書に所要事項をご記入のう え郵送にてお申し込み下さい。また、一般社団法人日 本能率協会主催の展示会に初めて出展申込みをさ れる場合は、事前に会社経歴書(または会社案内)、 出展予定商品のカタログ(または取扱商品カタログ)を 事務局までご提出ください。また、前回提出以降、その 内容に変更がある場合も同様とします。なお、出展内 容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りす ることがありますので、あらかじめご了承ください。

〈早期申込締切日〉2019年6月28日(金) 〈通常申込締切日〉2019年7月26日(金)

※ただし、予定ブース数になり次第、締め切らせていた だきます。

〈出展申込み先〉

■トイレ産業展 事務局

一般社団法人 日本能率協会

〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22 TEL:03-3434-1988

〈出展料金支払い方法〉

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしま すので、指定口座までお振り込みください。また、振込 手数料は貴社にてご負担ください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展 を取り消させていただく場合もございますので、あ らかじめご了承ください。

〈料金支払い期限〉2019年8月30日(金)

第7条(出展契約の成立時期)

本出展申込書に基づく出展契約(以下、本出展契約とい う)の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求 書を発送した時点とします。

第8条(出展物の管理)

(1)各出展者は、自己の責任と費用において、各出展ブー ス内への出展物の搬出入と出展ブース内の出展物の管 理をしてください。

(2)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地 変その他不可抗力の原因による場合を含め出展物の損 傷その他出展物に関する一切の事故について、その責 任を負いません。

第9条(事故防止及び責任)

(1)出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際 し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発 生した場合の責任は、出展者において負うものとします。

(2)主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中 止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを 命ずることができます。

(3)主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した 事故につき一切の責任を負いません。

第10条(展示会開催の変更及び中止)

(1)主催者は、天災地変その他の不可抗力および主催者 の責めに帰しえない原因により会期を変更、または本出展 契約を解除する事があります。

(2)主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から 予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断 した場合は、本出展契約を解約し、展示会の開催を中止 できるものとします。

(3)(1)および(2)の場合、主催者はこれによって生じた出展 者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

第11条(出展者による出展の取消)

(1)出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解 約(申込みブース数の削減を含む。以下、本条において同 じ)は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。

(2)前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部 または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は 以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期限	キャンセル料
申込期限の翌日から下記該当日前日	税抜出展ブース料の50%
出展者説明会開催日または出展者説明 会を実施しない展示会においては出展 ブースレイアウト決定日翌日以降	税抜出展ブース料の100%

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの 全部または一部の取消·解約の意思表示が、主催者に到 達した時点をもって区別します。また、出展申込みの一部 の取消・解約の場合のキャンセル料の「税抜出展ブース 料」とは、取消・解約される分に相当する税抜出展ブース 料の額とします。

第12条(日本国内への入国手続き)

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要 とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への 入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続 きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いま せん。また、何らかの理由によりわが国に入国できないため に出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対 し、第11条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第13条(搬出入および会場施設)

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

東京ビッグサイト(東京国際展示場)西展示棟

②搬入期間

2019年11月11日(月) 8:00~18:00 11月12日(火) 8:00~18:00

2019年11月15日(金) 17:00~22:00(予定) ※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了

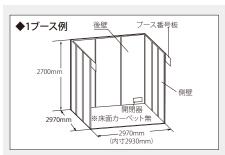
してください。また、上記終了時間については変更になる 場合があります。詳細は「出展の手引」をご確認ください。

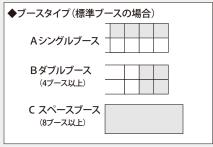
④展示ブースの基本設備

基礎ブースは、主催者側でバックパネル・サイドパネル (システムパネル仕様、白ビニール仕上げ)を統一して 施工します。その他、展示ブース内の装飾は、出展者 の負担となります。

a.標準ブース

(i)1ブースは間口2.97m×奥行き2.97m×高さ2.7mと し、これを単列または複列に配列します。ただし主催者 は、出展規模、展示物の状況等により変形ブースを設 置することがあります。





注1)3ブース以下は、シングルブースとなります。 注2)4ブース以上はダブルブースが選択できます。 注3) 原則として8ブース以上はスペースブースの提供 が可能です。

ただし、スペースブースでご出展の場合、場所に制限 があります。

b. ミニブース

(ii)1ブースは間口1.98m×奥行き1.98m×高さ2.7mと し、これを単列または複列に配列します。ただし主催者 は、出展規模、展示物の状況等により変形ブースを設 置することがあります。



(iii) 各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。 (システムパネル仕様・白ビニール仕上げ) (iv) 隣接ブースが無い場合は、間仕切りはつきません。

⑤電気設備

1ブースにつき単相100V/300W容量までの電気供 給一次側幹線工事は、主催者側において行います。 供給幹線はブース内まで配線し、開閉器を設けます。 それ以上の幹線工事および二次側電気工事と電気 使用料は、出展者の負担となります。

6給排水設備

幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出 展者の負担となります。

第14条(諸経費の負担)

(1)電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、 別に定める申込手続きを取り、所定料金を支払うものとし ます。

(2)出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展 者の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する 損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第15条(出展規定の変更)

主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を 変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変 更後の新規定等を遵守することとします。

第16条(禁止事項)

出展者の次の行為を禁止します。

①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部 又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸 し、あるいは担保に供すること。

②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周 辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出するこ と。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。 ③重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物 品を搬入すること。

④来場者および他の出展者に迷惑となる行為(騒音・臭 い・パフォーマンス等)をすること。

⑤出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすような行 為をすること。

⑥展示会における有償での物品・サービス等の提供及び これを目的とする出展(但し、主催者が予め認めたものは の手引」を参照)禁止します。 除く)。

⑦出展ブース内に宿泊すること。

⑧その他本出展規定において禁止された事項。

第17条(契約の解除)

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出 展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除するこ とができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったと きは、出展者に対してその損害の賠償を請求することが できます。

①出展料金の全部又は一部を支払わない場合

②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める 規定及び指示に従わない場合

③出展ブースを、展示会出展の目的以外に使用した場合 ④出展ブースを使用しない場合

⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清 算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立が あった場合

⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合

⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき ⑧著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき

⑨その他本出展規定及びこれに基づく[出展の手引]や (5)出展者は、主催者が出展者説明会において説明する 指示に違反した場合

第18条(原状回復)

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何から是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこ を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に 従って出展ブースを明け渡さなければなりません。

出展ブースを原状に回復すること。

但し、出展者が回復工事を行わないときは、主催者におい てこれを回復し、その費用は出展者が負担するものとしま 第26条(火災・盗難・その他の事故等) す。

②出展ブースの明け渡し後、出展者が出展ブース内に残 置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分する ことができるものとします。

③出展者は、出展ブースの明け渡しに際し、その事由、名 展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係 目の如何にかかわらず、出展ブース、諸造作及び設備に ついて支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転 料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろ ん、出展ブース内に自己の費用をもって施設した諸造作、

設備等の買取りを主催者に請求することはできません。 ④出展者が、本出展契約終了後出展ブースを明け渡さ ないときは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当 該出展ブース料(ただし、日割計算による)の3倍相当の違 約金及び諸費用を主催者に支払い、かつ明渡し遅滞に より主催者が損害をこうむったときは違約金とは別にその が、本展示会に関わり発生した火災、盗難、その他一切 損害をも賠償いただきます。

第19条(遅延損害金)

出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅 滞した場合には、遅滞の日から年14.6%の割合による遅 延損害金をお支払いいただきます。

第20条(立ち入り点検)

(1) 主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防 犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あら かじめ出展者に通知した上で出展ブースに立ち入り、これ を点検し、適宜の措置をとることができるものとします。ただ し、非常の場合主催者があらかじめこの旨を出展者に通 知することができないときは事後の報告をもって足りるもの とします。

(2)前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなけれ

ばなりません。

第21条(出展の手引き等)

出展者は、主催者の定める「出展の手引」並びに指示を、 本出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりませ

第22条(ブース内の出展者常駐)

出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常 時着用し、かつブース内に展示時間中常駐し、来場者と

の応対、出展物の管理にあたることとします。 第23条(マイク使用の禁止と音量規制)

(1)マイクを使用した商品説明は原則として(詳細は「出展

(2)ブース内のAV機器の音量や商品自体が発生する音 量は、ブース前面2メートルにて計測して70デシベル以下 とします。

(3)館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

第24条(廃棄物の処理)

(1)展示廃棄物、使用済みの資材やブース内・周辺の塵・ クズは、出展者の責任によりお持ち帰りください。

(2)放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主 催者が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書 受領後直ちにお支払いいただきます。

第25条(装飾・施工)

(1)装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ること

(2)展示場の通路上に施設や標示などを設けないでくだ さい (3)装飾物についての高さは「出展の手引」に記載のある

高さによります。ただし主催者が特別に許可した場合にお いてはこの限りではありません。 (4)出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のな

い限り、禁止します。

事項を遵守するものとします。 (6)出展者が本条(1)から(5)のいずれかに違反し、主催者 れに従わない場合には、主催者は自ら出展者の費用負 担で、その違反物の撤去その他の措置を取ることができ るものとし、出展者はこれにつき主催者に対し異議を述べ

ず、かつ何等の請求もしないこととします。

(1)主催者及び本展示会に貸して主催者と雇用、請負、業 務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体 (以下、本条において主催者らという)は、本展示会に関わ る火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出 にある個人、法人、その他団体ならびに展示会来場者を 含む被った損害(各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を 含むあらゆる損害)について一切の責任を負いません。

(2)主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、 会場案内図、Web掲載情報、プロモーション用資料等一 切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一 切の責任を負いません。

(3)出展者は、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委 託・提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体 の事故・事象により、主催者らまたは展示会来場者を含む 第三者に負わせた損害(所有物の破損壊・消失・紛失等 を含むあらゆる損害)について、直ちに一切の損害を賠償 するものとします。

第27条(個人情報の取り扱いについて)

出展者は、主催者が提供するインターネットやバーコード 等のシステム・サービスによって得られた顧客の個人情報 については、出展者における個人情報保護に関する規則 に基づき管理するものとする。

第28条(管轄裁判所)

本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたと きは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。